

平成29年第1回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成29年2月15日(水) 午前9時
- 2 開催場所 三種町役場 第3会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 木村 信悦
書記 石井 靖紀、門間 淳子、近藤 一仁
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - (1) 議案第1号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて
 - (2) 議案第2号 投票所を定めることについて
 - (3) 議案第3号 投票所の閉鎖時刻を定めることについて
 - (4) 議案第4号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて
 - (5) 議案第5号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて(知事選)
 - (6) 議案第6号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて(県議補欠選)
 - (7) 議案第7号 期日前投票管理者の選任について
 - (8) 議案第8号 開票の日時及び場所を定めることについて

午前8時55分開会

木村委員長 おはようございます。時間前ですが皆さんお揃いですので、平成29年第1回三種町選挙管理委員会を始めさせていただきます。始めに、委員長よりご挨拶をお願い致します。

近藤委員長 おはようございます。29年に入りまして第1回の選挙管理委員会ということで色々春の統一選挙に向けて、昨日は五城目町の町長選挙の告示であったり、また、新聞紙上で寺田さんが知事選に立候補するという話も出ており、新聞紙上を賑わせております。今日は知事選挙関連の議案となります。また、今回から門間さんが担当になりましたので、ひとつよろしくお願い致します。それでは会議の方、座って進めさせていただきます。

近藤委員長 それでは、本日の会議録署名委員の指名ということで、本日は川田委員と加賀谷委員にお願いします。

(「はい。」の声有り。)

近藤委員長　それでは議案第1号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて」ということで、事務局より説明をお願いします。

門間書記　はい。議案第1号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて」。

平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙及び同日執行予定の秋田県議会議員補欠選挙における公職選挙法第144条の2の規定によりポスター掲示場を設置する場所を次のとおり定める。

まず、設置箇所数につきましては、ご覧のとおり琴丘地区49箇所、山本地区63箇所、八竜地区46箇所の計158箇所としております。

設置場所につきましては、次の2頁から6項まで別紙として一覧にしておりますが、昨年の参院選から変更した場所はありませんが、これまで欠番としていた箇所の番号をつめまして、158箇所としており、数については変更がありません。

なお、このポスター掲示場の設置数につきましては、公職選挙法施行令の規定によって、各投票区の名簿登録者数と面積に応じて設置すべき数が決まることになっております。今回の算定では、昨年の参院選時と同じ158箇所と変更ございませんでした。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

近藤委員長　はい。それではポスター設置個所の確認も含め、何か間違いやご質問等ありましたらお願いします。

近藤委員長　今回は4月の選挙ですから、雪の方はだいぶなくなっているでしょうね。五城目の町長選挙だと雪も多いので設置するのが大変でしょうね。

木村書記長　五城目もだいぶ奥の方もありますから、こちらのようにはいかないと思います。

近藤委員長　他に何かありますでしょうか。

田村委員　掲示板を設置する場合、家の前からずらしてほしいとか変更してほしいという話がありますか。

門間書記　掲示場の借用の通知は個別にお送りしておりまして、変更を希望される場合は2月10日までにお知らせくださいと通知をしておりましたが、特に変更の連絡はありませんでした。

田村委員　はい。わかりました。

近藤委員長　ご質問無いようですので、議案第1号は原案どおり決定してよ

ろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長　　ご異議無いようですので、議案第1号は原案どおり決定と致します。

　　続きまして、議案第2号「投票所を定めるについて」。説明をお願いします。

門間書記　　はい。議案第2号に入る前に議案について一点補足します。今回、県議会議員補欠選挙については、同日執行予定とさせていただいております。県の選挙管理委員会で県議会補欠選挙の期日がまだ決定されておられませんので、このような表記とさせていただいております。2月22日に県選挙管理委員会が開催され選挙期日やポスター掲示場の区画数等が決定される予定となっておりますので、今回は執行予定として進めさせていただきます。

　　それでは議案に移ります。

　　議案第2号「投票所を定めることについて」。

　　平成29年4月9日執行の秋田県知事及び同日執行予定の秋田県議会議員補欠選挙における各投票区の投票所を次のとおり定める。

　　説明します。今回の選挙における投票所につきましては、これまでと同様、ご覧の21箇所としており、前回選挙からの変更はございません。

　　地区別では、琴丘地区が6投票区。山本地区は8投票区。八竜地区は7投票区の合計21投票区でございます。

　　以上で、議案第2号の説明を終わります。

近藤委員長　　はい。議案第2号についてご質問などありましたらお願いします。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長　　特に無いようですので、議案第2号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長　　はい。それでは、議案第2号は原案どおり決定と致します。

　　続いて、議案第3号「投票所の閉鎖時刻を定めることについて」。説明をお願いします。

門間書記　　はい。議案第3号「投票所の閉鎖時刻を定めることについて」。公職選挙法第40条第1項の規定により、平成29年4月9日

執行の秋田県知事選挙及び同日執行予定の秋田県議会議員補欠選挙における各投票所の閉鎖時刻を次のとおり定める。

説明します。各投票所の閉鎖時刻につきましては、ご覧のとおり、落合投票区と勝平投票区で午後6時とし、閉鎖時刻を法定の午後8時から2時間繰り上げたいとしております。

また、その他の投票区につきましても、1時間繰り上げを行いまして、午後7時としております。投票所の閉鎖時刻につきまして、公職選挙法上は、原則午前7時から午後8時までとなっておりますが、選挙人の投票に支障を来たさないと認められる特別の事情のある場合等は、開く時刻、閉じる時刻を一定時間変更できることになっております。

今回の選挙につきましては、過去の例から、1時間繰り上げしましても、期日前投票の利用が進んでおりますので、投票の機会は十分確保できると考えております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

近藤委員長 はい。只今、投票所の閉鎖時刻について説明がありましたが、何かご意見ご質問ありましたらお願いします。

川田委員 開票は8時からですか。

門間書記 はい。

近藤委員長 他に何かございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、本案につきまして、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 はい。それでは、議案第3号は原案どおり決定と致します。

続きまして、議案第4号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて」ということで説明をお願いします。

門間書記 はい。議案第4号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて」。

平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙及び同日執行予定の秋田県議会議員補欠選挙における公職選挙法第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

【秋田県知事選挙】

日 時 平成29年3月23日(木) 午後5時30分から
場 所 三種町選挙管理委員会事務室

【秋田県議会議員補欠選挙】

日 時 平成29年3月31日(金) 午後5時30分から
場 所 三種町選挙管理委員会事務室

内容について説明致します。

各選挙の投票記載所に、県知事選挙候補者名等と県議会議員補欠選挙能代市山本郡選挙区の各候補者名等を掲示することになりますが、その掲示の順序は市町村の選挙管理委員会がくじで定めることになっておりますので、くじを行う日時と場所を定めるものであります。今回の選挙については、県知事選挙と県議会議員補欠選挙の告示日が異なっておりますので、それぞれの選挙において告示日の立候補の届出を午後5時で終了した後、午後5時30分にくじを行うものです。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

近藤委員長 はい。只今説明のありましたことについて、ご質問、ご意見等ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

近藤委員長 それでは、本案につきまして、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第4号は原案どおり決定と致します。

次に、議案第5号、第6号について、期日前投票と不在者投票についてですが、関連性がありますので一括上程致します。事務局よりご説明お願い致します。

門間書記 はい。議案第5号、6号について一括で説明致します。

議案第5号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて」。

平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙における期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

1 期日前投票を行う場所及び期間

(1) 琴丘地域拠点センター

期間 平成29年4月1日から平成29年4月8日まで

(2) 山本総合支所

期間 平成29年4月1日から平成29年4月8日まで

(3) 八竜農村環境改善センター

期間 平成29年3月24日から平成29年4月8日まで

投票時間は、いずれも午前8時30分から午後8時まで

2 不在者投票を行う場所及び設置する期間

三種町選挙管理委員会事務室

期間 平成29年3月24日から平成29年4月8日まで

時間は、午前8時30分から午後8時まで

続きまして、議案第6号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて」。

平成29年4月9日執行予定の秋田県議会議員補欠選挙における期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

1 期日前投票を行う場所及び期間

(1) 琴丘地域拠点センター

(2) 山本総合支所

(3) 八竜農村環境改善センター

期間は、いずれも平成29年4月1日から平成29年4月8日まで

投票時間は、いずれも午前8時30分から午後8時まで

2 不在者投票を行う場所及び設置する期間

三種町選挙管理委員会事務室

期間 平成29年4月1日から平成29年4月8日まで

時間は、午前8時30分から午後8時まで

内容について説明致しますと、まず、1の期日前投票につきましては、琴丘地域拠点センターと山本総合支所の2投票所につきましては、いずれの選挙も開始を選挙期日の8日前の土曜日4月1日から選挙期日前日の土曜日4月8日までの8日間。八竜農村

環境改善センターは、知事選挙の告示日の翌日3月24日から選挙期日の前日の土曜日4月8日までの16日間としております。

知事選挙におきましては、前回参議院選挙同様選挙期日の17日前に告示されるため、期日前投票の期間も長く、期間の前半についてはこれまでの例からも投票は少ないと予想されます。また、今回の選挙は期日前投票の開始日が選挙によって異なるため、4月1日からは知事選挙も県議補欠選挙もどちらも投票できることから、両支所については開始を遅らせ4月1日から開始する内容で提案させていただいております。

なお、開設期間を異なって設定することの住民への周知につきましては、今回投票所入場券裏面へ開設時期等を印字や広報誌等で周知対応することとしています。

次に、2の不在者投票に関しましては、ご覧のとおり法定の期間、時間とし、場所は選挙管理委員会事務室としております。

以上で、議案第5号・第6号の説明を終わります。

近藤委員長

只今の説明で、ご質問、御意見等ありましたらお願いします。

投票所入場券の裏面にもきちんと開設日を印字するとのことでした。いずれ知事選挙の告示から期間が長いこと、4月1日からは知事選も県議補欠選も投票ができるということですが、皆さんいかがでしょうか。

(「特にありません。」の声あり。)

近藤委員長

特にご意見ないようですので、議案第5号、6号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

近藤委員長

それでは、議案第5号、議案第6号とも原案どおり決定と致します。

次に、議案第7号「期日前投票管理者の選任について」。説明をお願いします。

門間書記

はい。議案第7号「期日前投票管理者の選任について」。

平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙及び同日執行予定の秋田県議会議員補欠選挙における期日前投票管理者を次のとおり選任する。

説明致します。期日前投票におきましても、選挙日当日と同様、期間中の投票管理者を選任する必要があります。投票管理者は、選挙権のある者の中から選任するとなっておりますので、

琴丘、山本、八竜の各投票所について、本人の了解を得まして、ご覧のとおり選任したいとしております。なお、期間につきましては、開設期間が違いますので、それぞれの開設する期間で選任したいと思います。以上で、議案第7号の説明を終わります。

近藤委員長 期日前投票管理者について事務局より説明がありました。琴丘が川村正悦さん、山本が神馬均さん、八竜が檜森和彦さんとなっています。委員の皆さん何かご質問等ありますでしょうか。

川田委員 八竜の管理者の方は期間が長いですね。

木村書記長 いつもお願いしておりますが、期間が長いと他になかなか引き受けてくれる方がおりません。

川田委員 期間を分けて選任することもできますか。

門間書記 はい。できます。

田村委員 選任されている方が都合によりできない場合は、代理がいるのですか。

門間書記 はい。本日の議案にはありませんが、投票管理者の職務代理者を選任することになっておりまして、管理者の方が都合の悪い場合は、職務代理者の方に来ていただくこととなります。

近藤委員長 他に何かありますでしょうか。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 では、ご意見無いようなので、議案第7号は原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第7号を原案どおり決定と致します。

続きまして、議案第8号「開票の日時及び場所を定めることについて」説明をお願いします。

門間書記 はい。議案第8号「開票の日時及び場所を定めることについて」。

平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙及び同日執行予定の秋田県議会議員補欠選挙における三種町開票区の開票の日時及び場所を次のとおり定める。

日 時 平成29年4月9日(日) 午後8時開始

場 所 三種町八竜体育館

開票の日時につきましては、ご覧のとおり、投票終了から1時間後の午後8時開始。開票場所につきましては、これまで同様、八竜体育館としております。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

近藤委員長 只今の説明につきまして、何かご質問等ありませんでしょうか。
(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 はい。ご意見無いようですので、議案第8号を原案どおり決定
してよろしいでしょうか。
(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議ないようですので、議案第8号を原案どおり決定と致し
ます。

続きまして、その他について、事務局より今後の日程等説明を
お願いします。

門間書記 はい。それでは14項の方で、今後の日程について確認させて
いただきます。

(以下、資料に基づき説明)

(その後、意見交換)

近藤委員長 それでは、他に無ければ、本日の委員会を終了したいと思います
です。どうもありがとうございました。

午前9時40分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____